

埼玉県の魅力プロモーションにおける動画作成・SNS配信業務委託仕様書

注1 この仕様書は、企画提案書作成用である。

注2 企画提案競技後、埼玉県は、業務委託先候補事業者と仕様について協議を行う。協議が整った場合は、仕様書を修正の上、業務委託契約を締結する。

1 委託業務名

埼玉県の魅力プロモーションにおける動画作成・SNS配信業務委託

2 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

3 委託業務の目的

本業務は、主に県外の企業に対し「首都圏の交通の要衝」「効率的なビジネスを展開できる環境」「安心・安全な企業活動の確保」といった本県の立地の魅力をPRすることで、本県の企業立地の促進を図ることを目的とする。

4 業務内容

(1) 共通事項

- ・ 埼玉県ビジネス環境としての魅力が明瞭かつ簡潔に伝わる内容とすること。
- ・ 十分に県及び取材地と連携をとり、定められた予算の中で最大限3の目的を達成できるよう努力すること。
- ・ 納品までのスケジュール表を作成し、県に提出すること。
- ・ スケジュール表に基づき、進捗状況を適宜、県に報告すること。
- ・ 必要に応じて県と打合せを行うこと。

(2) PR動画

① 企画立案

以下の条件に基づき、企画立案をすること。

ア 本編

撮影地・内容	埼玉県での立地優位性が伝わる撮影地を選定し撮影を行うこと。 埼玉県のマスコット「コバトン」「さいたまっち」及び埼玉県企業立地課のロゴ「ワンチームRich埼玉」を使用することと。 ※ロゴデータは県からの提供とする。 県が提供する動画・写真等、素材の使用を可能とする。
作成本数・尺	作成本数は1本以上とし、尺は1本あたり5分程度とする。 納品の際はダイジェスト版（30秒程度）を加えて納品すること。
字幕	日本語字幕、英語字幕の2種類を作成すること。
テロップ	ナレーション・BGM無しでの放映を想定し、動画に合わせたテ

	ロップを適宜入れること。特に撮影スポット名は確実に入れること。
BGM	動画に合わせたナレーション・BGMを挿入すること。(30秒動画には不要) 納品の際は、ナレーション・BGMがないものも納品すること。
使用期限	使用期限を定めない。
規格	<5分版・30秒版> 画質：4K(3840×2160) ファイル形式：mov及びmp4 フレームレート：60fps以上
その他特記事項	ドローンなど撮影技法を工夫して、効果的なPR動画となるように検討すること。 モデル等出演者を起用して撮影を行う場合は、事前に県宛てに協議を行うこと。 生成AIの利用を禁ずる。

イ インタビュー動画

撮影地・内容	県内立地企業3社を選定し、埼玉県での立地優位性が伝わるインタビュー動画を撮影すること。
作成本数・尺	作成本数は4本(各社及び3社分をまとめたダイジェスト版)とし、尺は1社あたり3分程度、ダイジェスト版は6分程度とする。
字幕	日本語字幕、英語字幕の2種類を作成すること。
テロップ	ナレーション・BGM無しでの放映を想定し、動画に合わせたテロップを適宜入れること。
BGM	動画に合わせたナレーション・BGMを挿入すること。
使用期限	使用期限を定めない。
規格	画質：4K(3840×2160) ファイル形式：mov及びmp4 フレームレート：60fps以上
その他特記事項	インタビュー先については県との協議により決定すること。

ウ 撮影

- ・ 企画に基づき、適宜動画の制作に必要な映像の撮影を行う。
- ・ 動画撮影については、事前に企業立地課職員と打合せを行うこと。
- ・ 原則として、企業立地課職員立会いのもと、撮影場所のロケハンを実施すること。なお、埼玉県による写真素材の提供を妨げない。
- ・ 埼玉県によって提供された素材の使用についてはこの委託事業内で使用するのみとし、二次利用を禁じる。
- ・ 撮影にかかる一切の費用は委託費に含むものとする。

エ 編集・校正

編集した動画案制作後の校正は、原則1本につき2回以上行うものとする。また、県からの要望に基づき、縮尺やファイル形式等の変更に対応すること。

オ 修正

受託者は、納品後に成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に放映できない場合は、正常放映できる状態まで対応すること。

② 素材

作成にあたり使用した素材（撮影動画、写真、アニメーション、イラスト、グラフ等）データを納品すること。

埼玉県が編集・加工利用可能なものとし、データ形式については別途協議とする。

③ 納品

完成後、遅延なく埼玉県産業労働部企業立地課（〒330-9301さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号）へ納品する。納品日は次のとおりとする。

本編	令和8年9月30日（水）まで
インタビュー動画	
素材	

なお、PR動画の納品については以下のとおりとする。

掲載用エンコードデータ式	mov又はmp4形式でのファイル形式で納品すること。
動画素材データ式	テロップ等の編集がなされていない動画素材を、movまたはmp4形式でのファイル形式で納品すること。

(3) SNSプロモーション

① 企画提案にあたり

- ・ 投稿する内容の企画、情報収集、取材交渉・許可、写真や動画の撮影・編集、記事作成、記事の投稿など、企画から投稿までにかかる全ての業務を担うこととする。
- ・ 県外に所在する製造業、物流業等の企業をメインターゲットとすること。

② プロモーション手法の企画

- ・ 最大限3の目的を達成するためのプロモーション手法を具体的に提案すること。
- ・ 効果的なプロモーションの為、ハッシュタグなど具体的な戦略を組み立てること。
- ・ 最終的なプロモーション手法の決定は、県と協議の上行う。

③ プロモーションの実施・管理

- ・ 令和8年4月より運用開始する、埼玉県企業立地課のInstagramを運用対象（必須）とする。なお、運用にあたっては県で作成した運用ポリシーに準拠すること
- ・ その他効果的なSNSツール（LinkedIn、Facebook等）があれば提案すること。
- ・ 委託期間中に12回程度の投稿を想定している。なお、県と協議の上、最適な投稿回数・スケジュールを定めるものとする。また、本県から題材指定等があった場合は、対応すること。
- ・ 投稿内容・形態は予め県の承認を得ることとし、投稿1週間前までに県の校了を済

ませる必要があることとする。

- ・ 投稿に対する不適切なリアクションがあった場合、県に報告することとし、必要に応じて削除等対応すること。

④ 効果測定

- ・ 効果測定は四半期に一度実施し、県に分析結果を報告すること。
- ・ 県からの要請に応じ、適宜集計状況等を報告すること。

⑤ 素材

作成にあたり使用した素材（撮影動画、写真、アニメーション、イラスト、グラフ等）データを納品すること。埼玉県が編集・加工利用可能なものとし、データ形式については別途協議とする。

⑥ 納品

四半期報告書を作成し、本業務において使用した写真、動画、イラスト等のデータと合わせて県に提出すること。なお、納品スケジュール、納品様式は県と協議をすることとする。

【参考：本県が想定する四半期報告書記載事項】

- ・ フォロワー増減数及び構成分析
- ・ 各投稿への反応（リーチ数、インプレッション、いいね数、エンゲージメント等）
- ・ 翌四半期以降の運営方針及び課題改善策の提案

5 最終業務報告書

受託者は事業の結果を取りまとめた報告書を作成し、委託者に提出すること。

また、契約終了後、業務完了報告書とともに検査を受けること。提出先は、埼玉県産業労働企業立地課 企業誘致担当（埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1）とする。

6 支払いについて

一括払い。検査合格後、契約書の定めに従い、支払うこととする。

7 留意事項

- ・ 業務執行体制、業務内容及び事業スケジュール、詳細等を示した実施計画を策定すること。なお、実施する業務内容については、事業者から提案された内容をもとに県と協議の上決定する。
- ・ 本件業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。また受託期間中は、専任の担当者（県との連絡調整担当者）を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。
- ・ 業務実施にあたり必要となる一切の経費は受託者の負担とする。
- ・ 委託業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承認を得た場合は、この限りでない。
- ・ 業務の遂行にあたっては、県と十分協議・連絡をとること。

- ・ 仕様書に定めのない事情が生じた場合、委託者・受注者協議の上、決定する。
- ・ 本業務を行うにあたり必要と思われる資料及びデータの提供は、本県が妥当と判断する範囲で行う。

8 成果物の帰属・個人情報の取り扱い等

- ・ 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- ・ 本業務の履行に伴い新たに発生する成果物等に対する著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）等は全て県に帰属し、県は受託者に許可を得ることなくWebでの使用を含めて手段を問わず二次利用できるものとする。受託者は、県が成果物等を利用する際に、著作権人格権を行使しないものとする。
- ・ 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。なお、本業務における動画に使用した第三者が権利を有する既存資料等について、権利は第三者が引き続き有するが、県は受託者に許可を得ることなくWebでの使用を含めて手段を問わず二次利用できるものとする。

9 その他

- ・ 本委託業務の遂行にあたっては、関連する法令などを順守しなければならない。
- ・ 本委託業務の遂行により知り得た個人及び法人などの情報を他に漏らしてはならない。契約期間終了後も同様とする。
- ・ 本委託業務の処理に関して事故が発生したときは、速やかに、その状況を県に報告しなければならない。
- ・ 本委託業務の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、埼玉県に帰属する。

連絡・問合せ先

埼玉県産業労働部企業立地課企業誘致担当

電話：048-830-3748